

事業承継税制に 取り組む前に 必ずやっておきたい 6つの対策

平成30年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。本制度の活用により、事業承継時の自社株に関する贈与税・相続税が100%猶予されることになり、中小企業の円滑な事業承継が可能になりました。ただし、制度活用にあたっては事前準備と適用前の対策が大変重要です。

本セミナーでは特例税制活用前に必ず取り組んでおきたい対策を6つにまとめ、徹底解説します。



受講料
無料

開催日時

1月30日(水) 15:00~17:00

開催場所

アイネックス税理士法人 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 1-7-19 北浜ビルディング 7F

当日セミナー
参加特典

簡易株価診断による
事業承継税制導入メリット診断

6つの
対策

1. 後継者の役員登記
2. 特例計画書提出のタイミング
3. 会社定款の最適化が重要な訳
4. 納税猶予前に取り組むべき民法特例とは
5. 遺留分対策に耐えられる保険等の資金手当
6. 資産管理会社と事業承継の考え方

講師紹介 / 上甲 覚
株式会社国土工営 中小企業診断士



プロフィール：立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。また、長年広告代理店にて大手企業をはじめとするマーケティングや販促の案件を手掛けるとともに、中小企業全般から、ターンアラウンド及び事業再生、経営改善等幅広くコンサルティングを行っている。特に近年では、「事業承継税制」の普及に尽力している。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。

お申し込みはこちら

下記にご記入のうえ、FAXください。

FAX:075-353-7087

※同業種(税理士、会計士)の方の参加は
ご遠慮ください

貴社名

参加者名

TEL

FAX

MAIL

5組
限定

セミナー後の無料個別相談を

希望する

/

希望しない

主催 / お問い合わせ

アイネックス税理士法人

〒604-8411 京都市下京区水銀屋町620 COCON烏丸5F
Tel:075-353-7077 Fax:075-353-7087
(担当:新井・西本)